

企業主導型保育事業保育施設設立準備セミナー③

～企業主導型保育施設と共同利用について～

行政書士オフィス まナビ

平成31年2月25日

自己紹介



行政書士オフィスまナビ 行政書士：渡辺 暁子

平成28年度の新制度「企業主導型保育事業助成金」
募集2回目から、企業様の申請業務を行う。

実績

人材派遣会社、物流会社、美容室エステ、地域復興デザイン会社、
不動産業、幼児教育事業、幼稚園、認可保育園、など

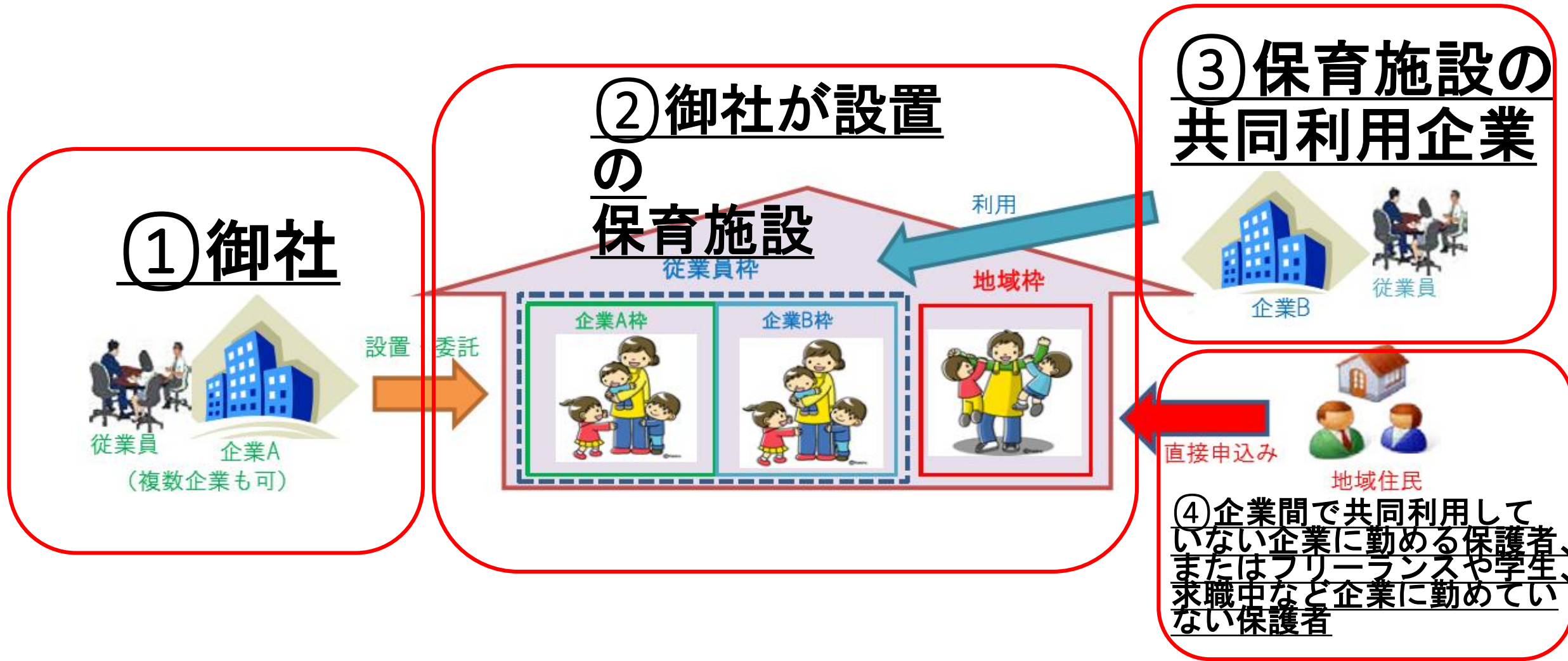
※連携企業契約書の作成依頼にも対応（全国）

1. 今日のポイント

企業主導型保育事業の 特徴であり、強み

- 「従業員枠」(他企業の保育園利用)
と
- 「企業連携契約書」(共同利用契約書)

2. 企業主導型保育施設とは



誰でも保育園を利用できるの？

→できません！

「保育の必要性」のある保護者のみ

※自社従業員であっても、**両親ともに**「保育の必要性」
が認められなければ、企業主導型保育施設は利用できない。

通常の「認可外保育園」とは違う！

注2)
「一時預かり保育」の場合は、
利用可能

「保育の必要性」とは

- 1 就労 } 保護者が、勤務する会社から「就労証明書」を取得する。
- 2 妊娠・出産
- 3 保護者の疾病・障害
- 4 同居親族等
- 5 災害復旧
- 6 求職活動
- 7 就学
- 8 虐待やDVのおそれがあること
- 9 育児休業取得時に、既に保育を利用していること
- 10 その他市町村が定める事由

両親とも！

保護者が、住んでいる自治体から「支給認定証」を取得する。

自治体によって、上記のほかに定めている場合がある。
「保護者が住んでいる」自治体に沿って対応すること。

★企業主導型保育施設の鉄則★

◎保育施設が決めた定員数の半数以上は、

「**従業員枠**」でなければならない。

◎「**地域枠**」は、あくまでも「従業員枠」に空きがあった場合に利用できるもの

※「地域枠」は、定員の50%を超えられない。

一瞬たりとも（地域枠の弾力措置は通知を参照のこと）。

3. 「従業員枠」と「地域枠」

◎ 「従業員枠」

御社と利用契約のある「一般事業主（後述）」（企業）に雇用されている保護者の子（保護者のどちらか一方で可）

◎ 「地域枠」

「従業員枠」以外の子

※ 「地域」は関係ない。

「利用契約のある」企業とは、

◎御社と

「企業間連携利用契約書」

(共同利用契約書)

を締結した「一般事業主」

※親会社、子会社、取引先企業などではない。
本業での関係がなくてもよい。

「一般事業主」とは、

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）**第69条第1項に定める一般事業主をいい、一般事業主から構成される団体等**（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に掲げるものその他それに類するものをいう。）**を含み、国及び地方公共団体を除く。**

子ども・子育て支援法第69条第1項（抜粋）

- 一 **厚生年金保険法**（昭和二十九年法律第百十五号）**第八十二条第一項に規定する事業主**（次号から第四号までに掲げるものを除く。）
- 二 **私立学校教職員共済法**（昭和二十八年法律第二百四十五号）**第二十八条第一項に規定する学校法人等**

つまり、空き枠をなくすには、自社従業員のお子様に加えて、
この「企業間連携契約書」を
交換した企業のお子様で、
定員の半数以上を入園させな
ければいけない。

「連携契約書（共同利用契約書）」

とは、

御社：「弊社の企業主導型保育施設を、
あなたの会社の従業員さんが利用しませんか」

相手企業：「利用します」

と、企業同士で契約するもの。法人印で締結

4. 「連携契約書（共同利用契約書）」 の必須項目

- ◎相手企業の従業員のお子様を何人（何枠）、
いくらで（企業負担と保護者負担）保育します。
- ◎弊社の保育園の保育サービスはこうです。
安心して預けてください。

「連携契約書（共同利用契約書）」

の2パターン

① 人数枠で契約する →

◎企業側：

メリット：安心して新たな従業員確保ができる。
（「保育園あります」と求人募集が出せる）

デメリット：空き枠の確保代としての共同利用料金が多くかかる可能性がある。

◎保育園側：

メリット：園児募集の費用を軽減できる。（企業側が充足）

デメリット：一時的に空き枠ができてしまう可能性がある。

② その企業からの実利用人数で契約する →

◎企業側：

メリット：共同利用料の負担が少ない場合が多い。

デメリット：保育園の利用をしたい時に空きがないかもしれない。（人材確保がしづらい）

◎保育園側：

メリット：空き枠を埋めることができる。

デメリット：在園児数の安定がしづらい。

その他「連携契約書（共同利用契約書）」 の作成ポイント（別紙：児童育成協会 資料）

- ◎企業からの提携契約料金は無料でもOK
- ◎相手企業によって、契約書の内容を変えてよい。
- ◎保育料の支払者について（保護者？ 企業の福利厚生？）
- ◎企業は、保護者が支払う保育料の保証をするか？（滞納した場合）
- ◎園児が退園した後、その枠はいつまで相手企業のものか？
- ◎損害賠償責任はどこまで？
- ◎もう一方の保護者に「保育の必要性」がなくなった場合には、
保育園を退園しなければならない。

5. 共同利用の実例

まずは、近隣の「生命保険会社」へ連絡

子育て中の女性も積極的に採用している。子育て中の女性の働き方に寛容的。

その他、
近所の量販店（スーパーなど）、飲食店(※)、
診療所(※)・歯科診療所(※)、病院、介護施設、
運送会社（タクシー）、物流・倉庫、コールセンター、
エステ(※)、美容室(※)、ネイルサロン(※)、
に、アプローチする。

(※注) : 厚生年金の適用事業者であること

さらに共同利用を増やすために

「地域枠」の保護者に、保護者の勤務先企業と共同利用契約ができないか、聞いてみる。

◎まずは保護者に、企業主導型保育制度の趣旨を説明し確認をする。

◎必ず、保育園（設置事業者）から勤務先企業に連絡をし、共同利用契

約についてや保育施設のサービス内容について丁寧に説明をする。
その説明・契約を保護者任せにしない。

◎「従業員枠」の保育料を、通常保育料より安く設定することも可能。

企業主導型保育制度の強み！

★直接契約であることの強み！（保育園×保護者）

★週3勤務、1日4時間でも利用できる強み！

（多様な働き方に対応。時間で保育料を設定してもOK）

★年度途中でも入園できる強み！

★従業員（保護者）目線に立った保育園である
ことの強み！